



## ◆◆関東地方整備局の動き◆◆

### 1. 茨城県取手市(利根川)で水防演習を開催します

#### ～第70回利根川水系連合・総合水防演習～

河川部  
利根川下流河川事務所  
茨城県土木部河川課  
取手市総務部安全安心対策課

第70回利根川水系連合・総合水防演習を以下のとおり開催しますので、お知らせします。

- 開催日時 令和4年5月21日(土) 午前9時～(演習開始)
- 開催場所 茨城県取手市東地先 利根川左岸 83.0キロメートル付近  
(取手緑地運動公園)
- 演習内容 本文資料(PDF)別紙をご覧ください。

利根川水系連合・総合水防演習は、昭和22年のカスリーン台風による未曾有の被害を教訓として昭和27年から開催しており、国土交通省及び関東地方の1都6県(茨城県・埼玉県・千葉県・栃木県・群馬県・東京都・神奈川県)並びに開催市町村の主催により、毎年、利根川水系の河川において水防及び救出・救護等に係る総合的な訓練を実施しています。

この水防演習の様様については、インターネット上でライブ配信を行います。詳細については、利根川下流河川事務所ホームページをご確認いただき、ご覧いただけます。

なお、本演習は新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した開催のため、事前申込された取手市民の方を除き、一般の方の来場はできません。

また、来場した際には、受付に設置されているアルコール系の消毒液による手指消毒や会場内でのマスクの着用をお願いします。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。  
[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river\\_00000619.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000619.html)

### 2. 流域住民と共に『流域治水』を一層推進!

#### ～流域住民向けの分かりやすいウェブコンテンツを公開～

高崎河川国道事務所

烏川・神流川流域では、国、流域自治体、企業、住民の方々等のあらゆる関係者が協働して、流域のあらゆる場所で行きわたる治水対策「流域治水」を推進するため、令和2年8月に「烏川・神流川流域治水協議会」を発足し、取組を進めています。

このたび、本協議会では、流域住民の流域治水への理解促進を図ることを目的として、

烏川、神流川の流域治水の必要性や本協議会の取組などを紹介する広報映像及びパンフレットを制作し、高崎河川国道事務所ホームページに公開いたしました。

下記 URL からアクセスいただき、ぜひご覧ください。

【烏川・神流川流域治水広報映像およびパンフレット掲載箇所】

<https://www.ktr.mlit.go.jp/takasaki/takasaki00786.html>

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/takasaki\\_00000532.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/takasaki_00000532.html)

### 3. 令和4年度 第1回 官民連携基盤整備推進調査費の配分を実施します

～民間と自治体が連携して取り組むインフラ施設の調査・検討を支援～

関東地方整備局  
企画部

令和4年度官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業(官民連携基盤整備推進調査費)第1回募集分について、関東地方整備局管内から下記の支援箇所が決定されましたのでお知らせします。(詳細は本文資料(PDF)別添1資料参照)

#### 調査計画名

那珂 IC 周辺地域における複合型交流拠点施設「道の駅」整備検討調査

実施主体

茨城県那珂市

#### 配付資料

本文資料(PDF)別添1

令和4年度 官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業  
第1回実施事業一覧(関東地方整備局管内分)

本文資料(PDF)別添2

令和4年度官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業  
第1回実施事業概要(関東地方整備局管内分)

参考資料

国土交通省(本省) プレスリリース資料1式

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku\\_00000930.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000930.html)

## ◆◆国土交通本省の動き◆◆

### 1. 「市町村における災害復旧事業の円滑な実施に係る支援方策のあり方」をとりまとめました

激甚化・頻発化する大規模災害に対し、技術職員や災害対応経験が不足する市町村が円滑に災害復旧事業を実施できるよう、支援方策について幅広く議論し、市町村への支援方策の方向性を「支援方策のあり方」としてとりまとめました。

#### ■「支援方策のあり方」の概要

- 近年、地方公共団体の土木関係職員は減少し慢性的に不足している状況です。また、約4割の市町村では過去10年間で災害復旧事業を実施した経験が1回以下であり、災害対応に対する経験を積む機会も限られています。
- 大規模災害が発生した際には、技術職員の不足や災害対応経験の不足も相まって、管理施設の被災状況の把握や災害査定に時間を要するなど、早期復旧への課題が生じている事例が見受けられます。
- そのため、令和3年12月に「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン検討会」を設置し、既存の支援方策・取組、好事例等を分かりやすく示したガイドラインや、災害復旧事業の円滑な実施に係る市町村への支援方策について幅広く議論を行いました。
- 今般、検討会からの提言として、以下の観点で市町村への支援方策の方向性をとりまとめましたのでお知らせ致します。
  - (1)大規模災害における更なる査定の効率化・簡素化の検討
  - (2)復旧の優先順位を踏まえた災害査定の実施
  - (3)ガイドラインを活用した平時からの取組強化や災害対応力の底上げ
  - (4)民間事業者等による地方公共団体が行う災害復旧を支援する仕組みの普及促進
- この「支援方策のあり方」を踏まえて、市町村への支援対策の強化に取り組んで参ります

#### ■「支援方策のあり方」及び検討会の経緯は以下にて公表しております。

[https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\\_blog/saigai\\_fukkyu/index.html](https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/saigai_fukkyu/index.html)

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo06\\_hh\\_000219.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo06_hh_000219.html)

### 2. 「土地政策推進連携協議会」を設置します！

～ 地方公共団体の土地に関する課題解決や地域づくりを支援します ～

全国10地区の「所有者不明土地連携協議会」（平成31年設立）を、「土地政策推進連携協議会」に改組します。地域の持てる力をより良い地域づくりにつなげるため、今般の所有者不明土地法の改正を契機として、所有者不明土地対策のみならず、**地方公共団体における土地の利活用や取得に関する課題への取組に対する支援を強化**します。

#### 1 土地政策推進連携協議会とは

- ・「所有者不明土地連携協議会」は、平成31年に、所有者不明土地法の施行に伴い、全国10地区において、地方整備局等の行政機関、都道府県、弁護士会等の関係土業

団体により設立されました。

- ・今回、名称を「土地政策推進連携協議会」へと変更し、市町村、中小不動産関係団体などを新たな会員として加え、広く土地に関する課題解決や地域づくりを支援することとします。  
(※今後、各地区の手続きを経て、正式に決定します。)

## 2 活動内容

- ・「所有者不明土地連携協議会」は、講演会や講習会を開催し、所有者不明土地法の制度説明、所有者の探索手法など、主に所有者不明土地の対策のための活動を行ってきました。
- ・これらに加え、「土地政策推進連携協議会」では、
  - (1) 今般の法改正で創設された新たな制度（計画の策定や推進法人の指定、管理不全所有不明土地についての代執行等）の運用の支援、
  - (2) 空き地活用の事例紹介など低未利用土地の利活用の推進、空き家対策、管理不全土地対策などを図るための情報提供、
  - (3) 用地業務や地籍調査の推進につながる情報提供など広く土地に関する課題解決や地域づくりの支援を行います。さらに、相談窓口の設置や民間団体と連携した相談会の開催等も行う予定です。

## 3 今後の予定

- ・「土地政策推進連携協議会」としての活動は、地方ブロックごとに講演会を行うことから開始します。  
5月17日（火）の関東地区が最初の開催地です。  
(講演会詳細については、各地区連携協議会へお問合せ下さい)。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo02\\_hh\\_000001\\_00035.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo02_hh_000001_00035.html)

## 3. グリーンインフラの取組に活用可能な支援制度をとりまとめました

### ～「グリーンインフラ支援制度集」の公表～

自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラは、防災・減災、自然環境、地域振興等の多様な地域課題の同時解決を図ることができる取組として注目されています。

今回、地域での取組の検討に役立てていただくため、国土交通省、農林水産省、環境省等が協力し、その情報をとりまとめた支援制度集を作成しました。

#### ■グリーンインフラとは

- グリーンインフラは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。
- 本取組を官民連携・分野横断で推進するため、令和2年3月には、産官学の多様な主体が参画する「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」を設立し、グリーンインフラの社会的な普及、技術に関する調査・研究、資金調達手法の検討等を実施しています。  
【グリーンインフラ官民連携プラットフォームHP（外部リンク）】  
<https://gi-platform.com/>

## ■グリーンインフラ支援制度集の概要

○これまで、様々な事業分野において、グリーンインフラの社会実装に向けた支援制度が整備されてきました。

本支援集では、グリーンインフラの導入支援に関連して利用が想定される制度として、29件を掲載しています。

- ・国土交通省：14件
- ・農林水産省：9件
- ・環境省：4件
- ・公益財団法人等：4件

○本情報は、グリーンインフラ官民連携プラットフォーム等を通じて、様々な地域主体に向けて周知します。

引き続き、民間資金も含めた柔軟な資金調達により、地域でのグリーンインフラの取組が進む環境整備を進めてまいります。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo10\\_hh\\_000268.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo10_hh_000268.html)

## 4. 観測したレーダ雨量の生データを配信！

～「水防災オープンデータ提供サービス」に新たな項目を追加～

国土交通省では、民間事業者が提供するウェブサイトやアプリを通じて広く国民の皆様には河川情報が提供されるよう「水防災オープンデータ提供サービス」において河川水位等のデータ配信を実施しています。

解析処理により作成した二次元250mメッシュの合成雨量データなどに加え、新たに雨量レーダで観測した解析処理前のデータを配信します。

このデータが活用されることで、三次元解析など民間主導の新たな技術開発が期待されます。

「水防災オープンデータ提供サービス」では、国が観測したレーダ雨量、都道府県を含む雨量・水位、カメラ画像等の河川情報数値データを、配信事業者\*（一般財団法人 河川情報センター）を通じて、民間事業者など受信希望者に対して有償（実費相当額を賄う範囲内）で配信しています。

これまでの利活用事例

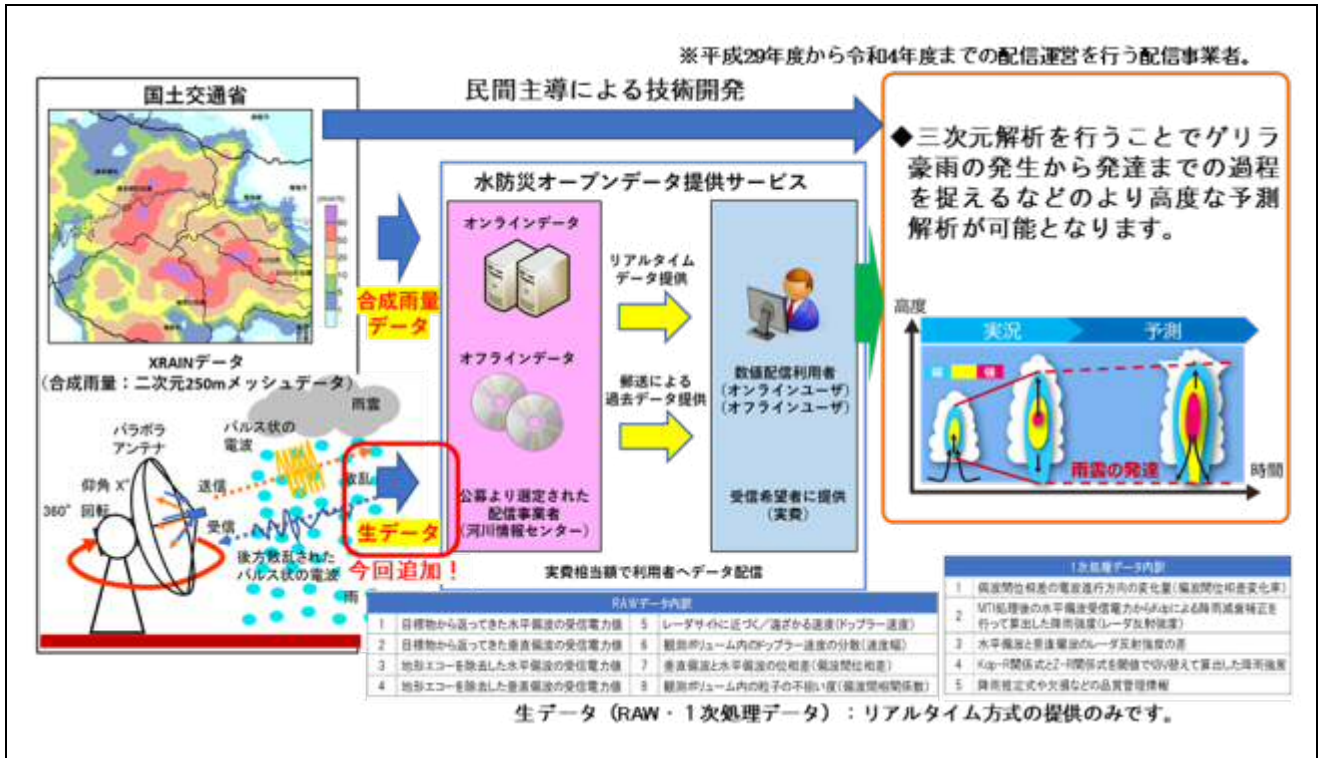
[https://www.mlit.go.jp/river/event/main/datahaishin/pdf/20220331\\_riyoukatsuyoujirei.pdf](https://www.mlit.go.jp/river/event/main/datahaishin/pdf/20220331_riyoukatsuyoujirei.pdf)

このたび、新たに解析処理前の観測データを配信することとし、利用の受付を開始します。

このデータを用いて民間主導で三次元解析などが実施されることにより、民間事業者による予測解析精度の向上のほか、ゲリラ豪雨のような突発的な雨雲の発達過程を捉えるなどの民間技術の促進が期待されます。

データ配信を希望する方は、以下のウェブサイトよりお申し込み方法をご確認下さい。

（一財）河川情報センター <http://www.river.or.jp/koeki/opendata/index.html>



この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03\\_hh\\_001111.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001111.html)

## 5. 実現を目指す将来の社会イメージを可視化し、産学官連携による技術研究開発を推進

### ～第5期国土交通省技術基本計画の策定について～

国土交通省は、国土交通行政における技術開発等を含む技術政策の基本的な指針として、令和8年度までを計画期間とする、「第5期国土交通省技術基本計画」を策定しました。

本計画は、新たな取組として20～30年先に実現を目指す将来の社会イメージをイラスト化するとともに、今後5年間で戦略的・重点的に取り組むべき具体的な技術政策をとりまとめ、国民が「真の豊かさ」を実感できる社会の構築を目指すものです。

#### 【背景】

「国土交通省技術基本計画」は、科学技術・イノベーション基本計画、社会資本整備重点計画、交通政策基本計画等の関連計画を踏まえ、国民の安全・安心で豊かな暮らしを実現するため、国土交通行政における事業・施策の効果・効率をより一層向上させ、国土交通に係る技術が国内外において広く社会に貢献することを目的に、技術政策の基本方針を示し、技術研究開発の推進、技術の効果的な活用、技術政策を支える人材の育成等の重要な取組を定めるものです。

国土交通省技術基本計画は、平成15年度以降4期にわたって計画を策定してきたものであり、新たな計画は、第5期となるもので、策定に当たっては、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術部会（部会長：磯部雅彦高知工科大学学長）において審議を行ったものです。

#### 【具体的な技術研究開発】

社会経済的な課題への対応を図るため、以下の6つの重点分野の技術研究開発や、技術基準の策定等に取り組みます。

1. 防災・減災が主流となる社会の実現
2. 持続可能なインフラメンテナンス
3. 持続可能で暮らしやすい地域社会の実現
4. 経済の好循環を支える基盤整備
5. デジタル・トランスフォーメーション
6. 脱炭素化・インフラ空間の多面的な利活用による生活の質の向上

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08\\_hh\\_000891.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000891.html)

## 6. 令和4年度 第1回 官民連携基盤整備推進調査費の配分を実施します

～民間と自治体が連携して取り組むインフラ施設の調査・検討を支援～

国土交通省は、「官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業（官民連携基盤整備推進調査費）」の令和4年度 第1回配分として、別添1のとおり、地方公共団体が実施する20件の調査（道路・河川・都市公園・市街地整備）の支援を決定しました。

本事業は、民間の設備投資等と一体的に計画される地方公共団体のインフラ整備（道路・河川・都市公園・市街地整備・港湾・空港等）の事業化検討を支援するための制度です。（配分先：地方公共団体、補助率：1/2）

※募集情報や過去の実施例等は以下をご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html>

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku09\\_hh\\_000123.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku09_hh_000123.html)

## 7. 「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた道路空間利活用に関するガイドライン」を公表

～関係省庁が連携して、「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出を推進します～

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出に向けて、道路、公園、水辺空間、民間空地などの利活用等に関する各地域のプロジェクトを推進するため、令和3年3月に関係省庁が連携して立ち上げた「関係省庁支援チーム」の第3回目の会議を令和4年3月に書面開催し、パブリック空間を代表する道路空間の利活用手法をとりまとめたガイドラインを策定しました。



## 1. 背景

我が国では人口減少や少子高齢化が進行し、ソーシャルキャピタルの低下等の課題を抱える一方で、知識集約型経済の拡大やグローバル化に伴う都市間競争の加速、働き方改革やワークライフバランスの重視等の働き方の多様化が進んでおり、都市における魅力向上が求められています。こうした状況の中、人間中心の豊かな生活の実現やイノベーションの創出による新たな価値の創造と地域課題の解決を目指し、パブリック空間の利活用等に関係する制度や施策を所管する省庁・部局で構成された、「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた関係省庁支援チーム」において議論を重ねてまいりました。

本ガイドラインは、近年、地域の賑わい創出のためのイベント等による利用など、道路空間の利活用への期待が高まっていることを踏まえ、パブリック空間を代表する道路空間の利活用に着目し、地方公共団体やエリアマネジメント団体等の地域活動を行う方々に活用していただくことを念頭に、地域活動を円滑に実施するための基礎情報をとりまとめたものです。

## 2. 本ガイドラインの主な内容

第1章 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりについて

第2章 道路占用許可について

第3章 道路使用許可について

参考事例

参考資料

※本ガイドラインは、後日、国土交通省ホームページに掲載します。

[https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_gairo\\_tk\\_000099.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000099.html)

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05\\_hh\\_000379.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05_hh_000379.html)

## 8. 地域の産官学金が結集したPPP/PFI地域プラットフォームとの協定を

### 締結

～新たに5の地域プラットフォームと協定を締結～「スマートシティモデル

- 国土交通省と内閣府は、地域の関係者が主体となったPPP/PFIの推進を一層促進するため、地域の産官学金が集まりPPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う取組を支援する「PPP/PFI地域プラットフォーム協定制度」を令和元年度に創設し、これまでに27地域との間で協定を締結しました。
- この度、本年度の協定先の募集を本年1月20日から3月11日まで行い、協定制度の要件を満たす以下の5の地域プラットフォームを、新たに協定先として選定しました。

### 1. PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度の協定先一覧（令和4年度新規）

名称	代表者
あきた公民連携地域プラットフォーム	秋田県、株式会社秋田銀行
群馬県PPP/PFIプラットフォーム	群馬県
横浜PPPプラットフォーム	横浜市
福山市公民連携事業推進プラットフォーム	福山市、株式会社広島銀行、

	株式会社中国銀行、株式会社もみじ銀行
愛媛PPP／PFI地域プラットフォーム	株式会社愛媛銀行、株式会社伊予銀行、愛媛県

## 2. 協定先一覧

上記5地域を加えたPPP／PFI地域プラットフォーム協定制度の協定先の一覧は、別紙を御参照ください。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo21\\_hh\\_000187.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo21_hh_000187.html)

## 9. 電柱の増加要因を踏まえた新設電柱の抑制に向けた対応方策について

令和3年5月に策定した無電柱化推進計画（国土交通大臣決定、計画期間：令和3～7年度）では、「新設電柱を増やさない」を取り組み姿勢の1つに掲げております。

これを受けて、令和3年度、関係省庁（国土交通省、資源エネルギー庁、総務省）が連携して新設電柱の増加要因を調査・分析を行い、その結果を踏まえた対応方策を検討してきました。

このたび、関係省庁連絡会議で対応方策をとりまとめましたのでお知らせします。

これまで、国土交通省では、関係省庁と連携して無電柱化の取り組みを進めてきました。しかし、全国には依然として約3,600万本の電柱が存在し、毎年数万本単位で増え続けている状況にあります。そこで、新設電柱の増加要因の調査・分析を行い、その結果を踏まえた対応方策を関係省庁が連携して検討してきました。

新設電柱の調査は、資源エネルギー庁、総務省、国土交通省道路局、都市局と連携し、令和3年4月より実施してきました。【調査結果の概要：別紙1】

令和3年4月から12月までの調査結果をもとに、電柱が新設されるケースを類型化し、ケースごとに対応方策を立案しました。【対応方策の詳細：別紙2】

今後は、関係省庁が連携して対応方策を推進し、新設電柱の抑制に取り組んでまいります。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_001555.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001555.html)